

特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SDGs プロミス・ジャパン、略称を SPJ という。

2 この法人の英語名は、Certified Specified Nonprofit Organization SDGs Promise Japan という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際連合が設定した「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向けて、アフリカやその他の地域において貧困に苦しむ人々のための支援活動を行い、貧困の削減、保健衛生状態の改善、女性の自立支援、教育の普及、生活水準の向上などに寄与することを目的とする。あわせて、日本人のグローバルな問題に対する関心と理解を深めるための教育啓発活動を進め、また内外における災害の被災者に対する支援を行い、国際平和の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。(以下は、特定非営利活動法 別表(第二条関係)の掲載順序による)

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)等に関する広報事業
- ② アフリカ等の貧困問題等に関する啓発・教育事業
- ③ アフリカ等への支援事業
- ④ グローバルな問題に対する理解を深めるための派遣・招聘事業
- ⑤ アフリカ等の貧困問題等に関する調査研究事業
- ⑥ 関連団体との交流・情報交換事業
- ⑦ 内外の災害救援活動

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② イベント企画・運営・実施事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、この法人の趣旨に賛同すること以外は特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 当該事業年度末までに会費を納入しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 12人以下
 - (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上を副理事長とする。
 - 3 理事長は理事会の承認を得て、会長を理事の中から選ぶことができる。
 - 4 理事長は理事会の承認を得て、以下の名誉職に理事以外の者を任命することができる。
 - (1) 顧問
 - (2) 特別顧問
 - (3) 最高顧問
 - (4) 名誉会長

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人の活動及び運営全般について指導・助言をする。

- 2 顧問、特別顧問、最高顧問、名誉会長は、この法人の活動及び運営について助言をする。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、他理事と協力し、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 理事長は職員のなかから事務局長を任免することができる。
- 4 職員報酬、就業規則その他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 第53条の規定による残余財産の帰属
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはFAX・電子メール等の電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに発しなければ

ならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、委任状を含め正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、FAX若しくは電磁的方法によって総会に参加することで表決することができ、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の場に来られない正会員は、即時性と双方向性の確保されたオンライン会議システムや電話会議等によって総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席正会員数(書面、FAX若しくは電磁的方法による表決者、または即時性と双方向性の確保されたオンライン会議システムや電話会議等による出席者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (4) 会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面あるいは F A X ・電子メール等の電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは F A X ・電子メール等の電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項

とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 各名誉職は理事会に出席し意見を述べるができるが表決権を持たない。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面あるいはFAX・電子メールなどの電磁的方法をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の場に来られない理事は、即時性と双方向性の確保されたオンライン会議システムや電話会議等によって理事会に出席し、表決することができる。
- 6 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、FAX若しくは電磁的方法による表決者、または即時性と双方向性の確保されたオンライン会議システムや電話会議等による出席者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(持ち回り議決)

第39条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面あるいはFAX・電子メール等の電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面あるいはFAX・電子メール等の電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事1名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画書及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、出席した正会員数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	北岡伸一
理 事 長	北岡理恵子 (鈴木りえこ)
副理事長	古谷壽美子 (岩男壽美子)
理 事	大野和士
同	澁谷耕一
同	菅野和夫
同	俵万智
同	山本恵子
同	吉崎達彦
監 事	本田敬吉
同	吹浦房子 (柳瀬房子)

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 個人	年会費	10,000 円
② 法人	年会費	100,000 円

(2) 賛助会員

① 個人	年会費 1 口	10,000 円
② 個人のうち学生(大学生・大学院生)	年会費	3,000 円
③ 法人	年会費 1 口	100,000 円

この改正定款は、令和2年6月19日総会にて決定し所轄庁へ変更申請をし、認証を受けて令和2年9月30日から施行する。